# FPのための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.5

## 平成23年度 改正税法の成立

平成23年6月22日に、平成23年度税制改正法案である「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院で可決・成立した。

これは、1月に提出されていた平成23年度税制改正法案のうち、政策税制を拡充するものや納税者の利便性を向上させるものおよび課税の適正化を図る改正項目、3月末に期限が切れ、つなぎ法で6月末まで延長されていた期限切れ租税特別措置の延長などを分離して、新たな法案として国会に提出されていたものである。

一方、税制抜本改革の一環をなす改正として注目されていた、個人所得課税（給与所得控除の上限設定、特定支出控除・短期勤務の役員退職金課税の見直しなど）、法人課税（実効税率の5％引下げ、課税ベースの拡大など）、資産課税（相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直しなど）などの改正や納税者権利憲章の策定等国税通則法の抜本改正については、国会で審議中の平成23年度税制改正法案（所得税法等の一部を改正する法律案）を修正し、存置する法律案である「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」として引き続き審議されることになっている（図表1）。

### 1. 金融・証券税制

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10％税率が2年延長され、平成26年1月から20％税率となる。これに伴い、いわゆる日本版ＩＳＡの導入時期が平成26年1月となる。

また、総合課税の対象とされる大口株主が支払いを受ける配当の要件について、発行済み株式の総数に占める保有割合が、現行の5％から3％に引き下げられた。この改正は、平成23年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用される。

さらに、店頭デリバティブ取引等に係る所得について、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に、20％申告分離課税の対象となり、両者の損益通算、損失額の3年間の繰越控除が可能となる。この改正は、平成24年1月1日以後に行われる先物取引に係る差金等決済について適用される。

### 2. 所得税の税額控除制度

認定ＮＰＯ法人への寄附について、税額控除が導入され、現行の所得控除と選択制になる。控除額は、寄附金額から2000円を控除した額の40％相当額であり、住民税の税額控除の10％と合わせて最大50％が控除される。控除限度額は所得税額の25％となっている。

公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人および更生保護法人のうち、一定の要件および情報公開の要件を満たすものへの寄附金についても、税額控除が導入される。この措置は、平成23年分の所得税から適用される。

### 3. 個人住民税の寄付金控除

個人住民税の寄附金税額控除の適用対象に、認定ＮＰＯ法人以外のＮＰＯ法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県または市区町村が条例で定めるものが追加された。

この場合、都道府県が条例で定める寄附金については道府県民税から、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税からそれぞれ税額控除される。

これらの改正は、平成23年以後に行われた対象となるＮＰＯ法人への寄附について平成24年度分以後の個人住民税（平成23年分の所得）に適用される。また、寄附金税額控除の適用下限額が現行の5000円から2000円に引き下げられた。

### 4. 不動産関連

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用対象となる地域の要件が廃止されるとともに、住宅耐震改修の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除額の計算上、当該住宅耐震改修に要した費用の額から当該補助金等の額を控除することとされた。この改正は、平成23年6月30日以後に住宅耐震改修契約を締結する場合について適用される。

また、既存住宅について特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、図表2のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限が、平成24年12月31日まで延長された。

### 5. 年金所得者の申告手続の簡素化

年金所得者の申告手続の負担を簡素化するため、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得金額が20万円以下の者について申告不要制度の創設等の措置が講じられ、平成23年分以後の所得税について適用される。

また、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、控除対象とされる人的控除の範囲に寡婦（寡夫）控除が追加された。平成25年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用される。

### 6. 還付申告書の提出期間の見直しなど

申告義務のある者の還付申告書については、現行では、翌年2月16日から提出できることになっているが、申告時期が早められ翌年1月1日から提出できることになった。この改正は、平成23年分以後の所得税について適用される。

### 7. 租税特別措置の延長関連

期限切れとなる図表3の租税特別措置に関して、その適用期限が延長されている。

**図表1　先送りとなった改正項目**

| | |
|---|---|
| 個人所得課税 | ・給与所得控除の上限設定<br>・特定支出控除の見直し<br>・成年扶養控除の縮減（低所得者・障害者等は存続）<br>・短期勤務の役員退職金課税の見直し |
| 法人課税 | ・実効税率を5％引下げ（法人税率30％→25.5％）<br>・課税ベースの拡大等（減価償却の見直し、欠損金繰越控除の見直しなど）<br>・中小法人に対する軽減税率の引下げ（18％→15％）<br>・中小企業関係租特の見直し |
| 資産課税 | ・相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し<br>・贈与税の税率構造の緩和、精算課税の対象拡大 |

（出所）財務省「平成23年度税制改正法案に係る法的手当て」

**図表2　既存住宅の特定の改修工事に関する所得税額の特別控除の見直し**

①高齢者等居住改修工事等に係る税額控除額の上限額を平成23年分は20万円、平成24年分は15万円とする。
②一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、税額控除額の計算上、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除する。

※②の改正は、平成23年6月30日以後に改修工事契約を締結する場合について適用される。
（出所）大和総研資本市場調査部作成

**図表3　期限切れとなる租税特別措置の適用期限の延長**

| | | |
|---|---|---|
| 単純延長 | ○住宅用家屋の保存・移転登記の登録免許税の軽減 | ○住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記または住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長 |
| 縮減のうえ延長 | ○e-Taxによる申告の所得税額控除 | ○税額控除額（現行5,000円）を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げたうえ、その適用期限を平成24年まで延長 |
| 拡充のうえ延長 | ○中小法人に対する税率軽減 | ○中小企業者等の各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を18％とする特例の適用期限を平成24年3月31日まで延長 |

**鳥毛拓馬**
大和総研
研究員　AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。